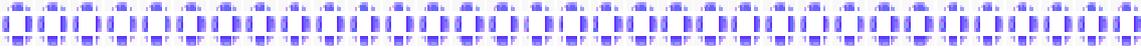


**大阪市立総合医療センター
床頭台等設置管理運営業務受託者募集要項**



令和 2 年 1 0 月

地方独立行政法人大阪市民病院機構

目 次

	ページ
1 業務概要	1
2 受託者の選定	2
3 参加資格要件	2
4 選定スケジュール	2
5 掲示書類	3
6 参加申込手続	3
7 施設内の見学	4
8 質疑書の提出及び回答	5
9 企画提案書・価格提案書の提出及び審査	5
10 受託者の選定と結果の通知	7
11 契約に関する事項	7
別添 事務フロー図	9
「床頭台等設置一覧表（予定）」	10
「現行の床頭台等設置状況の写真」	11
「事務室・倉庫に使用する部分（位置図、詳細図）」	14

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務に関する仕様書

参加申込書（様式1）

誓約書（様式2）

床頭台等提案書（様式3）

質疑書（様式4）

価格提案書（様式5）

委任状（様式6）

企画競争提案に係る評価基準

参考：誓約書（暴力団等の排除に関する特記仕様書において定めているもの）

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託契約書

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務受託者募集要項

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）が、大阪市立総合医療センターにおける床頭台等設置管理運営業務受託者（以下「受託者」という。）を選定するための必要な手続きについて、次のとおり定める。

受託者の選定にあつては、大阪市民病院機構公募型企画競争方式随意契約実施要領に基づき、機構と交渉する権利を有する者（以下「交渉権者」という。）の優先順位について、プロポーザル（公募型提案）により決定する。

1 業務概要

(1) 事業名称

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託

(2) 事業内容

「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託に関する仕様書」のとおり

(3) 契約形態

業務委託契約

(4) 履行場所

大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
大阪市立総合医療センター

(5) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

履行期間満了日の6カ月前までに機構、受託者のいずれからも期間の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、1年間自動的に契約を更新するものとし、以後同様とする。ただし、令和10年3月31日を超えないものとする。

(6) 委託者固定収益金

本公募による決定金額

事業者が、仕様書に基づき床頭台等の設備を利用する者から徴収した料金（以下「料金収入」という。）のうち、機構に帰属する収入を「委託者固定収益金」とし、料金収入から委託者固定収益金を差し引いた残額は、本件業務の対価である委託料として事業者が受領する。

(7) 契約保証金

契約保証金として、納入期限までに委託者固定収益金の3カ月相当分を機構が別途発行する請求書により納入するものとする。ただし、委託者固定収益金を1年分前納した場合は、契約保証金を免除する。

(8) その他契約条件

その他契約条件は、「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託契約書」及び「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託に関する仕様書」に記載のとおりとする。

<参考>

大阪市立総合医療センターの概要

ア 病床数	1,063 床
イ 休診日	土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日
ウ 入院患者数	836 人/日（令和元年度）
エ 平均在院日数	9.5 日（令和元年度）
オ 売上（月平均）	約 474 万円/月（令和元年度・税込） （プリペイドカードの販売金額から精算金額を差し引いた金額）
カ 光熱水費	1,881,143 円/年（令和元年度・税込） （うち電気料金 1,287,764 円、うち水道料金 593,379 円）

2 受託者の選定

大阪市民病院機構公募型企画競争方式随意契約実施要綱に基づき、交渉権者の優先順位について、プロポーザル（公募型提案）により決定する。ただし、第8条第3項については、「最低委託者固定収益金（予定価格）を下回る提案については、無効とする。」に置き換えることとする。

3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 床頭台等の設置管理運營業務（事業）に係る実績を有していること
- (2) 大阪市内又は大阪府に隣接する市（大阪府の場合は豊中市・吹田市・摂津市・守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市・松原市・堺市、兵庫県の場合は尼崎市）に本店、支店又は営業所等の事務所を有すること
- (3) 国税（法人税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税）の未納がないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17号の規定による更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- (5) 破産者で復権を得ないものでないこと
- (6) 大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱第2条に基づく停止措置を受けていないこと
- (7) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (8) 本募集要項及び大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運營業務に関する仕様書の記載内容を遵守できること

4 選定スケジュール

- ・ 公告及び募集開始 令和2年10月5日（月）
- ・ 参加申込書提出期限 令和2年10月12日（月）

- ・ 指名通知 令和2年10月14日（水）
- ・ 現場確認（希望者のみ） 令和2年10月16日（金）～10月20日（火）
- ・ 質疑書提出期限 令和2年10月28日（水）
- ・ 質疑書への回答 令和2年11月5日（木）（予定）
- ・ 企画提案書提出期限 令和2年11月18日（水）
- ・ 業者選定委員会 令和2年11月19日（木）～11月24日（火）
- ・ 審査結果の通知 令和2年11月25日（水）（予定）

5 掲示書類

(1) 提示書類

- ① 大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務受託者募集要項（本書）
- ② 大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託に関する仕様書（様式を含む）
- ③ 企画競争に係る評価基準
- ④ 誓約書
- ⑤ 大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託契約書

(2) 提示期間

令和2年10月5日（月）～令和2年11月30日（月）

(3) 提示場所

地方独立行政法人大阪市民病院機構のホームページ上に公開

6 参加申込手続

(1) 申込受付期間

受付期間 令和2年10月5日（月）～令和2年10月12日（月）

受付時間 8時45分～12時15分、13時～17時15分

なお、土曜及び日曜・祝日は受付を行わない。

(2) 申込受付場所

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 大阪市都島センタービル5階
地方独立行政法人大阪市民病院機構財務部財務課（契約管財）

(3) 申込手続

受付期間内に、申込手続に必要な書類一式を郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。以下「郵便等」という。）又は持参により提出すること。

(4) 申込手続に必要な書類（以下「参加申込書等」という。）

(5) 参加資格要件の確認

提出期限までに参加申込手続に係る書類の提出があった者に対して、参加資格要件を全て満たしているか否かを確認した後、参加資格を有している者に指名通知書を発行する。

参加申込書	様式 1	1 部	所定の用紙に必要事項を記入し、実印（登録印）を押印。カラーコピーは不可。	
誓約書	様式 2	1 部		
現在事項全部証明書	各種証明書 (発行後 3 か月以内のもの)	1 部	(※) 未納税額がないことの証明書。	
印鑑証明書		1 部	①国税 法人税（その 3）（令和元年度分） ②法人市民税（事業年度で直近のもの） ③固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（令和元年度分） 平成 31 年 1 月 1 日現在、大阪市内又は大阪市内に隣接する市に固定資産（土地・家屋）を所有していない場合は不要。	
納税証明書 (※)		各 1 部		②及び③について、大阪市内に事務所を有しない場合で、大阪市内に隣接する複数の市に事務所を有する場合は、参加申込を行う事務所の所在地に係る当該市発行の証明書のみ。 また、大阪市内及び大阪市内に隣接する市にそれぞれ事務所を有する場合は、大阪市内発行の証明書のみ。 なお、大阪市内に複数の事務所を有する場合は、全市分を反映した証明書を提出すること。
業務概要等	任意様式	各 1 部	①会社概要（会社パンフレットなど、床頭台等の設置管理運営業務（事業）の実績について記載したもの又は床頭台等の設置管理運営業務（事業）の実態が判断できるもの） ②直近の貸借対照表、損益計算書	

7 施設内の見学

施設内の見学を希望する事業者については、個別に対応するので、参加申込手続きの際に申し出ること。

見学時間は概ね 30 分程度とし、案内の都合上、参加は 1 事業者につき 2 名までとする。

なお、見学日時については、事業者と調整のうえ、機構が指定する。
当日は各自で筆記用具及びコンベックス等を持参すること。

8 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

受付期間 令和2年10月16日（金）～令和2年10月28日（水）

(2) 提出方法

質疑のある場合は、質疑書（様式4）に記載の上、上記受付期間内に電子メールにより送信すること。

なお、電子メールの件名は「床頭台等に係る質疑【法人名】」とし、送信の際のメールオプション設定（開封済みメッセージを受け取る）等により、各自で到着の確認を行うこと。（機構から受信について連絡はしない。）

送信先メールアドレス : nyuusatsu-ga@osakacity-hp.or.jp

(3) 提出期限

令和2年10月28日（水）17時15分必着

(4) 回答日

令和2年11月5日（木）（予定）

(5) 回答方法

機構ホームページに掲載する。ただし、質疑がない場合は掲載しない。

9 企画提案書・価格提案書の提出及び審査

(1) 提出方法

ア 郵便等による企画提案書及び価格提案書の提出

（送付先）〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

地方独立行政法人大阪市民病院機構財務部財務課（契約管財） 宛

イ 電子メールによる「お問い合わせ番号」等の通知

発送後、速やかに郵便等の「お問い合わせ番号」等を電子メールで通知すること。

メールアドレス : nyuusatsu@osakacity-hp.or.jp

件名には「床頭台等受託者入札書のお問い合わせ番号【法人名】」と記載すること。

(2) 提出期限

令和2年11月18日（水）17時15分必着

※ 郵送等のお問い合わせ番号等により、配送業者のホームページで上記日時までの配達
の記録が確認できるものについて、有効なものとして取り扱う。

(3) 提出書類等

床頭台等提案書	様式 3	7 部 〔正本 1 部〕 〔副本 6 部〕	「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託に関する仕様書」の「9 床頭台等の設置管理運営業務に係る設備」、「13 保守管理等」、「15 コインロッカーの設置について」及び「16 マスク自動販売機の設置について」に記載された条件を満たしたものとする。また、添付書類として、A4 用紙に納品予定設備のカラー写真又はカタログ写真を貼付又は印刷すること。 ※見本実機の掲示可（見本機はすべての仕様を満たす必要はない） 見本機を持ち込む場合は事前に機構に連絡すること。
企画提案書	任意様式	7 部 〔正本 1 部〕 〔副本 6 部〕	「企画競争提案に係る評価基準」に基づき、任意の様式で企画提案書を提出すること。
価格提案書	様式 5	1 部	所定の用紙に必要事項を記入し、実印（登録印）を押印。カラーコピー等は不可。
委任状	様式 6	1 部	（代理人により応募しようとする場合） 所定の用紙に必要事項を記入し、委任者欄へは実印（登録印）、受任者欄へは代理人の認印を押印。カラーコピー等は不可。

※副本に関しては、会社名は記載しないこと。

(4) 記入要領

ア 価格提案書には、最低委託者固定収益金（予定価格）以上の金額を記入すること。

最低委託者固定収益金（予定価格） 金 27,254,286 円（年額・税抜）

イ 金額の頭部（左欄）に「¥」又は「金」を記入すること。

ウ 印鑑は登録印（印鑑証明と同一のもの）を押印すること。

(5) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当する価格提案書は、無効とする。

ア 最低委託者固定収益金（予定価格）を下回る金額によるもの

イ 提出期限経過後に到着したもの

ウ 機構が指定した価格提案書を用いないもの

エ 価格提案書に記名押印がないもの

オ その他参加に関する条件に違反したもの

(6) その他

ア いったん提出した価格提案書は、撤回又は訂正することはできない。

イ 価格提案書の金額は、床頭台等設置管理運営業務委託に係る委託者固定収益金（年額・

税抜)として取り扱う。

ウ 消費税率及び地方消費税率の改定があった場合は、改定幅に応じて委託者固定収益金を変更する。

10 受託者の選定と結果の通知

(1) 企画提案書の審査

提案書の審査は、「床頭台等設置管理運営業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において「企画競争提案に係る評価基準」に沿って審査し、最優秀提案者及び優秀提案者（次点）の2者を選定する。

(2) 審査基準

別紙「企画競争提案に係る評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

最終審査結果については、全ての参加者に対し、令和2年11月25日（水）（予定）までに、書面にて通知する。

なお、選定結果及び選定の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じない。

(4) 結果の公表

受託者を決定したときは、事業者名および決定金額を機構ホームページで公表する。

11 契約に関する事項

(1) 契約交渉

委員会において、最優秀提案者として選定された事業者に対し、提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、仕様書及び提案内容を基に具体的条件等の協議並びに調整（以下「交渉」という。）を行うものとし、この交渉が整った場合において随意契約を行うものとする。ただし、最優秀提案者と交渉が整わなかった場合は、優秀提案者（次点者）と交渉を行うものとする。

(2) 失格事項

以下のいずれかに該当する場合又は該当することが判明した場合は、最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）を問わず失格とする。

- ① 本要項の規程に違反したもの。
- ② 提出書類等に虚偽の内容を記載したもの。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったもの。
- ④ その他、委員会が不適格と認めたもの。

(3) 辞退

委員会において、最優秀提案者、優秀提案者（次点者）として選定された事業者は、機構が契約の相手方として決定するまでの間は、辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

(4) 参加資格喪失時の取り扱い

最優秀提案者を選定した後において、当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった

場合、満たさないことが判明した場合又は辞退した場合は、優秀提案者（次点者）と交渉を行うものとする。

(5) その他

- ① 契約に関する費用は、全て事業者側の負担とする。
- ② 書類の作成において、機構から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。また、提案書類等の作成以外に使用してはならない。なお、本要項による手続きが完了した後も同様とする。

<募集に関する問い合わせ先>

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

地方独立行政法人大阪市民病院機構 財務部財務課（契約管財）

TEL : 06-6929-3517 fax : 06-6929-2031

事務フロー図



床頭台等設置一覧表（予定）

区分	さくら病棟													合計
	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	16階	17階	18階	
カード販売機	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	10
カード精算機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
床頭台ユニット(一般用)	0	0	0	0	41	42	36	42	39	0	42	44	0	286
床頭台ユニット(小児用)	29	30	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	91
洗濯機	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	11
乾燥機	1	1	1	0	2	2	1	2	2	2	1	2	0	17

区分	すみれ病棟													合計
	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	16階	17階	18階	
カード販売機	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	11
カード精算機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
床頭台ユニット(一般用)	0	0	0	38	17	42	0	38	36	40	42	42	0	295
床頭台ユニット(小児用)	32	32	22	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	94
洗濯機	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	9
乾燥機	0	0	1	2	1	1	0	2	1	2	1	2	0	13

区分	ICU										合計
	夜間 出入口 (1階)	医事課前・ 会計ホール (1階)	ER外傷 (1階)	ICU1 (4階)	ICU2 (4階)	ICU3 (4階)	家族控室 (4階)	売店前 (5階)			
カード販売機	0	0	1	0	0	0	1	1			3
カード精算機	1	2	0	0	0	0	0	0			3
床頭台ユニット(一般用)	0	0	12	16	0	12	0	0			40
床頭台ユニット(小児用)	0	0	0	0	12	0	0	0			12
洗濯機	0	0	0	0	0	0	0	0			0
乾燥機	0	0	0	0	0	0	0	0			0

区分	合計
カード精算機	3
床頭台ユニット(一般用)	621
床頭台ユニット(小児用)	197
洗濯機	20
乾燥機	30

※ 卓上型 21台
床置型 3台

※ 設備の故障・汚損・破損等による不具合が生じた場合又は病棟担当者から床頭台ユニットの設置・移動に係る依頼があった場合に備え、床頭台ユニットについては上記の台数以外に適切な数量の予備を確保すること。

現行の床頭台等設置状況の写真



① ② 4人部屋の壁側に設置している
床頭台ユニット

※ ベッドと壁の間隔が約70cmと狭小なため、この場所に確実に床頭台ユニットが設置できること。なお、現行の左右両側のタオル掛けは折りたたみ式。



③ 4人部屋の窓側に設置している
床頭台ユニット



現行の床頭台等設置状況の写真



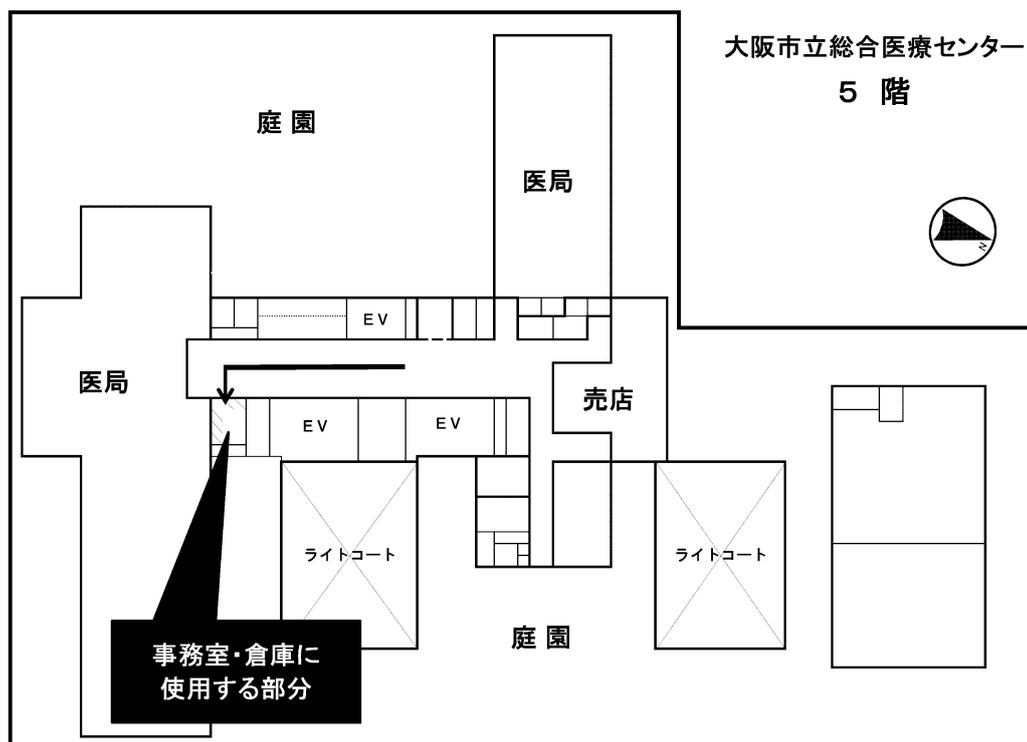
現行の床頭台等設置状況の写真



- ⑫ 各病棟に標準的に設置しているプリペイドカード販売機（卓上型）
- ⑬ 5階売店前に設置しているプリペイドカード販売機（床置型）
- ⑭ 1階入退院センター前に設置しているプリペイドカード精算機（卓上型）
- ⑮ 1階夜間出入口前、会計ホールに設置しているプリペイドカード精算機（床置型）

事務室・倉庫に使用する部分（5階：11.79㎡）

位置図



事務室・倉庫に使用する部分（5階：11.79㎡）

詳細図

